

合志市パブリック・コメント手続要綱

パブリック：公衆。大衆。また、公であるさま。公的。

コメント：ある問題について、意見や、補足的な解説などを加えること。評釈。論評。

1 平成18年4月1日に施行された改正行政手続法では、「命令等を定める場合の意見公募手続」について法制度化され、同法第46条においては、地方自治体についても行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講ずるよう努力規定が設けられています。

2 「パブリック・コメント制度」や同様の制度は、既に多くの自治体が導入しています。行政手続法改正の内容を合志市行政手続条例に加えるだけという対応も考えられますが、広く一般から意見を公募する手続（パブリック・コメント制度）としては、要綱を定めて機動的に運用するものとし、今後、自治基本条例（まちづくり基本条例）を柱とした住民参加制度の再構築も視野に入れ、住民参加制度の充実を検討していくものとなります。

平成18年8月16日
告示第134号

（目的）

第1条 この要綱は、市の政策等の企画立案過程において広く市民に意見を求め、その意見を考慮して市の意思決定を行うためのパブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、より透明性の高い市政及び市民の市政への積極的な参画を推進し、市民との協働による公正で民主的なまちづくりに資することを目的とする。

この要綱の目的を明らかにし、この目的を達成するために、パブリック・コメント手続に関する統一的なルールを定めるものです。

市の意思決定前の情報を公表し、市政への市民参画の機会と市の応答の責務を充実することにより、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民に信頼される市政を確立するため、要綱を制定し、制度化するものです。

（パブリック・コメント手続）

第2条 市の基本的な政策等の策定に当たり、その趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、それに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見」という。）の提出を受け、提出された意見に対する市の考え方等を公表するとともに、提出された意見を考慮して市の意思決定を行う一連の手続をパブリック・コメント手続（以下「本手続」という。）という。

基本的な用語である「パブリック・コメント手続」の定義について説明するものです。

「パブリック・コメント手続」とは、政策形成や条例制定の過程において、
政策等の案及び資料を公表し、
それに対する意見等を募集し、
提出された意見等を考慮して政策等を決定するとともに、
意見等に対する考え方を公表する。

という一連の手続です。

市民参画の制度としては、アンケート・公聴会・ワークショップ等があり、これらの制度とパブリック・コメント手続とを組み合わせることも考えられます。この場合、パブリック・コメント手続は、政策等の案が作成された段階で実施することから、これらの制度

は、パブリック・コメント手続に先立って実施する流れとなりますが、この要綱の趣旨を尊重し、その運用において可能な限りパブリック・コメント手続に沿うよう努めることとします。

また、パブリック・コメント手続は、市政運営上の重要な事項について市民の直接請求により賛否を問う住民投票制度とは性質が異なります。

(定義)

第3条 この要綱において「実施機関」とは、市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内にある学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められる者

「実施機関」及び「市民等」の定義について説明するものです。

「実施機関」とは、この要綱によりパブリック・コメント手続を実施する市の機関をいい、地方自治法上の執行機関（市長、水道事業管理者及び委員会、委員）としています。議決機関であるため、『議会』は除いています。

「市民等」とは、本市に在住、在勤、在学する者や本市に事業所等を有する者のほか、広く意見を求めるために利害関係を有する者についても意見等を提出できる客体と位置付けています。

(対象)

第4条 本手続の対象は、市民等を対象とした実施機関の政策に関する意思決定に係る案であって、次の各号に該当するもの（以下「素案」という。）とする。ただし、意見聴取の手続等が法令等により定められているもの、実施機関が特に緊急性を要すると認めるもの及び軽微な変更と認めるもの並びに合志市情報公開条例（平成18年合志市条例第8号）第6条各号に該当する開示しないことができる情報については、この限りでない。

- (1) 市の政策に関する基本構想、基本計画等の策定又は変更の案
- (2) 市の政策に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例及び規則（地方税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの若しくは議員が提案する条例を除く。）の制定又は改正の案
- (3) 広く市民等に適用され、市民生活に影響を与える制度の制定又は改正の案
- (4) その他、実施機関の長が特に必要と認めるもの

パブリック・コメント手続を実施する政策及び条例等の範囲を定めるものです。

「実施機関」がこの条に該当する政策や条例等の策定を行う際には、原則としてパブリック・コメント手続を実施する義務を負うこととなります。（適用除外有り。）

具体的な案件が、パブリック・コメント手続の対象であるか否かは、意思表示を行う「実施機関」が、第1条に規定する目的に基づいて判断し、また、その判断の説明責任を負うこととなります。

まず、本手続の対象は、「市民等を対象とした実施機関の政策に関する意思決定に係る案」であることが第一です。

具体的には、

- (1) 総合計画等市の基本構想や基本計画などの策定又は変更の案
 - ・市の将来の施策展開の基本方針や方向性、その他基本的事項を定める計画等をいい、『合志市総合計画』、『合志市都市計画マスタープラン』などが該当します。
 - ・この場合、計画等の名称には、計画・構想・プランなどがあります。
- (2) 市の政策に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例及び規則の制定又は改正の案
 - ・「合志市行政手続条例」、「合志市情報公開条例」など、市政全般又は個別分野での基本理念、方針、市政運用上の共通の制度を定める条例や規則。
 - ・「合志市生活安全条例」、「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」、「合志市美しいまちづくり条例」など、地方自治法第14条第2項に基づく条例が該当します。
参考 地方自治法第14条第2項
普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
 - ・地方税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの若しくは議員が提案する条例は除きます。
- (3) 広く市民等に適用され、市民生活に影響を与える制度の制定又は改正の案
 - ・その名称は問いません。
- (4) その他実施機関の長が必要と認めるもの

ただし書きは、パブリック・コメント手続を執らないこととする適用除外を規定しており、意見聴取の手続等が法令等により定められているもの、実施機関が特に緊急性を要すると認めるもの及び軽微な変更と認めるもの並びに合志市情報公開条例（平成18年合志市条例第8号）第6条各号に該当する開示しないことができる情報については、パブリック・コメント手続を要しないとするものです。

可能でありながら他の市民参画の制度等を選択しないなど、この要綱のみの安易な適用を避け、他の市民参画制度との連携に努めるものとします。

「特に緊急性を要するもの」

パブリック・コメント手続を実施することによる所要時間の経過が、その政策等の目的の達成に大きな影響を与え、又は政策等の効果が損なわれる等の理由で、パブリック・コメント手続を経る時間的な余裕がない場合をいいます。

「軽微なもの」

制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものをいいます。

「合志市情報公開条例第6条各号に該当する開示しないことができる情報」

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、明らかに開示することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、認可、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、開示することが公益上必要であると認められるもの
 - エ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の氏名、地位及び職に関する情報

- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 人の財産又は生活を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げる情報のほか、これらに準ずるものとして開示することが公益上必要であると認められる情報
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの
- (5) 市と国、他の地方公共団体その他の公共団体若しくは公共的団体(以下「国等」という。)との協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 市の機関内部又は市と国等との機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると認められるもの
- (7) 市又は国等が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
- (8) 開示しないことを条件として任意に個人又は法人等から市の機関内に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく開示することにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められる情報のうち、開示しないという条件に合理的な理由があると認められるもの

(事前予告)

第5条 実施機関は、本手続の実施にあたり、次条の規定により政策の案及び同条第2項各号に掲げる資料を公表する前に、次に掲げる事項を市のホームページへの掲載によって当該本手続の実施を予告するものとする。

- (1) 素案の名称
- (2) 素案に対する意見等の提出期間
- (3) 素案の入手方法

パブリック・コメント手続を実施するにあたり、事前にその予告を行い、広く市民等に意見を求めることを周知するため、事前予告制度を執るものです。

市民等への予告する時期に合せ、同時期に議会への予告も行い、各議員への情報提供も行います。

政策案等の入手方法とは、問い合わせ先を明示し、資料等の提供を受ける方法をいいます。

(素案の公表)

第6条 実施機関は、素案に関する最終的な意思決定をしようとするときは、意思決定前に相当の期間を設けて、当該素案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により素案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 素案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 素案の概要
- (3) その他素案に関連する資料

- 3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び市のホームページへの掲載の方法等により行うものとする。
- 4 実施機関は、第2項各号に掲げる資料に対して、市民等から資料の追加を求められた場合において必要と認めるときは、速やかに当該資料を補正し、又は追加資料を作成するものとする。

パブリック・コメント手続による素案の公表において、公表する事項や公表方法について定めるものです。

「意思決定前に相当の期間を設けて当該素案を公表」

公表の時期は、当該素案ごとにその目的や効果、効率性等を考慮したうえで、適切な時期に公表することとなりますが、前条の事前予告及び次条第1項の規定により市民等からの意見等の提出期間を30日間程度設けることに留意する必要があります。

関係資料

素案について、市民等にわかりやすく説明するため、素案とともに関係資料を公表するよう努めるものです。

- (1) 素案を作成した趣旨、目的及び背景

市民等が素案の趣旨、内容等を十分理解し、適切な判断ができるよう努めるものとします。

- (2) 素案の概要

素案そのものに限らず、その内容が理解できる概要を示すものとし、政策等の内容により素案が相当量のページに及ぶ場合、原則として、その要約を作成するものとします。

- (3) その他素案に関連する資料

意見等の提出がしやすくなるよう、論点等をわかりやすく整理し、難解な表現は避けるようにし、関連資料としては次のようなものが考えられます。

根拠法令

計画の策定及び改定にあつては、上位計画の概要

付属機関等の審議等の内容がわかる資料

実施した市民アンケートの結果、公聴会等の概要

政策の案作成にいたる実施機関における検討経過

当該政策等の実現により生じることが予測される影響の程度及び範囲 など

公表の方法

- ・実施機関が指定する場所は、原則として、当該パブリック・コメント手続を実施する所管課及び情報公開コーナーとします。
- ・市のホームページへの掲載によって行うものとします。
- ・素案によっては、支所、市民センター、公民館、図書館等も閲覧場所とし、市民等が容易に資料を入手できるようにします。
- ・広報「こうし」への掲載は原則として行いませんが、紙面の確保や素案の重要性から判断し必要であれば活用するものとします。

追加資料

政策等の案への市民等の理解を促進し、積極的な意見等の提出を図るために、市民等の求めに応じて、必要と認める範囲内で資料の補正又は追加を行うことを、確認する意味で規定するものです。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、素案の公表の日から原則30日間程度の期間を設けて、素案についての意見の提出を受けなければならない。

- 2 前項に規定する意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

- (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他必要と認める方法
- 3 意見を提出しようとする市民等は、原則として、住所、氏名その他必要な事項を明らかにしなければならない。

公表した素案に対して、市民等からの意見等の提出方法等について定めるものです。

意見の提出期間については、政策案等の公表の日から30日間程度

- ・第6条の規定により、公表の前に事前予告は行いますが、素案の周知期間、意見等の作成や提出の準備に必要な期間等を考慮し、30日間程度設けることとします。
- ・提出期間を30日間程度としたのは、提出期間が30日に満たない場合であっても、直ちに適用除外とするのではなく、できるだけパブリック・コメント手続を実施することとしたためです。
- ・政策等の内容により、迅速性・緊急性の度合いが高く、30日間程度の提出期間を設けることが困難で、パブリック・コメント手続を実施する時間的な余裕がない場合は適用除外となります。

提出の方法

- ・実施機関が指定する場所への書面の提出
実施機関が指定する提出場所は、当該パブリック・コメント手続を実施する所管課となります。
市民等が、意見等を提出しやすいよう、素案によっては、支所、市民センター等も提出先とし、所管課に集約できるよう配慮するものとします。
- ・郵便、ファクシミリ、電子メール
提出にあたっては、記録が残る方法とし、電話等での意見は除きます。
また、電子メールについては、個人アドレスとせず、所管課等アドレスへ送信する方法とします。
- ・その他必要と認める方法
原則として、(1)～(4)に定める提出方法としますが、その他実施機関が必要と認める方法として、視覚障害のある方からの聞き取りや電子媒体による提出等が考えられます。
意見等の提出に公聴会等の開催を含めないのは、公聴会等では、意見の把握や個人の特定が困難で、言いつ放しに終わってしまう恐れもあり、パブリック・コメント手続としての実効性が確保できないためです。

住所、氏名その他必要な事項の明記

- ・住所及び氏名（市民等が法人その他の団体の場合にあつては、当該団体の名称、代表者の氏名及び所在地）の明示を求めます。
- ・責任のある意見等の提出を求める点、また、意見の内容について確認が必要となる可能性があることから、原則として、住所及び氏名の明示を求めます。
- ・ただし、氏名等が明示されていない意見等が提出された場合であっても、政策等に反映することが適当と思われる意見等は、積極的に採り入れるよう努めます。

（意思決定に当たっての意見の考慮）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して政策の策定の意思決定を行うものとし、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の考え方を公表しなければならない。（ただし、合志市情報公開条例第6条の規定により開示しないことができる情報に該当するものは除く。）

- 2 前項の場合において、意見の提出者への個別の回答は行わないものとし、また提出された意見が多い場合は、類似の意見及びこれに対する市の考え方をまとめて公表することができる。
- 3 前2項の規定による公表については、第6条の規定を準用する。

市民等から提出された意見等について、その取り扱いを定めるものです。

提出された意見を考慮して政策の策定の意思決定

- ・実施機関は、提出された意見等を必ず取り入れなければならない訳ではなく、多様な意見等を十分考慮したうえで、意思決定を行うこととなります。
- ・パブリック・コメント手続は、素案の賛否を問うものではなく、公表した素案をより良くするためのものであることから、賛否の結論だけを示した意見については、実施機関が意思決定するうえで考慮する必要はないものとします。
- ・市民等の意見等がない事項について、大幅な追加や修正を加える必要が生じた場合は、原則として、再度パブリック・コメント手続を実施する必要があります。ただし、再度のパブリック・コメント手続を実施する時間的な余裕がない場合は、適用除外となる可能性があります。

提出された意見等の概要、市の考え方の公表方法及び内容

- ・提出された意見の数が多い場合は、類似した意見ごとに類型化し、整理して公表することができます。
- ・市の考え方及び修正内容等は、市民等にとってわかりやすいものとします。
- ・提出された意見等の中に、個人に関する情報など、合志市情報公開条例第6条に規定する非公開情報が含まれるときは、当該情報を除いて公表するものとします。

公表方法の準用

第3項に基づく公表は、第6条第3項に規定する公表方法と同じく、実施機関が指定する場所での閲覧及び市のホームページへの掲載の方法等により行うものです。

(手続の特例)

第9条 素案に関して、審議及び意見聴取を行う審議会等が、この要綱の規定に準じた手続を経て報告書や答申書等を作成した場合であって、実施機関がこれに基づき決定を行う場合には、改めて本手続を経る必要はないものとする。

パブリック・コメント手続と同様の効果を有すると認められる他の手続により政策等の策定を行う場合に、手続の重複を避けるため、この要綱に定める手続を経る必要がないことを定めるものです。

審議会等が自ら、この要綱に定める手続に準じた手続を実施した場合をいいます。

なお、この場合、実施機関は、審議会等の答申等に基づき政策等を策定することとなりますが、答申等の内容と異なる政策等の策定を行うときは、この要綱に定めるパブリック・コメント手続を実施しなければなりません。

法令又は他の条例に基づき、市民等の意見の聴取について定められており、実施機関が当該法令等に則り、手続を実施したうえで政策等を策定した場合をいいます。

この場合、実施機関は、パブリック・コメント手続を実施しないことができます。

(実施責任者)

第10条 実施機関は、本手続を適正に実施するため、実施責任者を置くものとする。

- 2 本手続の実施責任者は、各課等の長とする。

この要綱の実効性を確保するため、実施機関にパブリック・コメント手続実施責任者を配置し、パブリック・コメント手続を要する政策等の把握及び実施にあたっての調整を担当します。市の施策及び政策等に関して責任のある立場を考慮し、パブリック・コメント手続実施責任者は、各課等の長とするものです。

(一覧表の作成等)

第11条 市長は、本手続を行っている案件の一覧表を作成し、市のホームページへ掲載する方法等により常時市民等に情報を提供するものとする。

この要綱の実効性を確保するため、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧を作成し、常時公表することによって、市民等の意見等の提出を促進するものです。一覧表の取りまとめに関する事務は、総務企画部企画課が行うものとします。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施について必要な事項があれば、各実施機関がそれぞれ定めることとするものです。各実施機関は、独立して権限を有する機関であるため、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、各実施機関がそれぞれ定めるものとするものです。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

(経過規定)

2 この要綱施行の日以降に実施される政策の策定については、この要綱の施行前であっても、要綱に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

(見直し規定)

3 この要綱は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条に規定する目的の達成状況を評価した上で、この要綱施行の日以後5年以内に見直しを行うものとする。

この要綱の施行期日、経過措置及び見直し規定について定めるものです。

施行期日は、平成18年9月1日です。

経過規定として、パブリック・コメント手続の円滑な導入を図るため、施行期日において、現に策定中の政策等については、この要綱の規定は適用しないものとします。

しかし、政策等の策定にあたっては、策定スケジュール等を勘案し、可能な限りパブリック・コメント手続に準じて、市民等の意見等の反映及び実施機関の考え方の公表に努めるという努力規定を設けるものです。

見直し規定については、この要綱の施行は、市の政策等の意思決定過程に大きく影響を与えるものであり、対象範囲や内容等も変遷が予想されることから、このパブリック・コメント手続をより良い制度に育てていくためにも、制定したままではなく、要綱施行後5年以内に見直すことを明記するものです。